

○松本市多面的機能支払交付金交付要綱

平成26年10月31日

告示第418号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の共同活動を支援し、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）及び長野県多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け26農整第170号長野県農政部長通知。以下「県実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、県実施要綱第5の1に規定する広域活動組織又は活動組織（以下「対象組織」という。）に交付金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象及び額)

第2条 交付金の対象となる経費の内容及び額は、別表に掲げるとおりとする。

(交付申請等)

第3条 対象組織の代表者は、交付金の交付申請及び概算払請求をしようとするときは、松本市多面的機能支払交付金交付申請書兼概算払請求書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 交付申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成割合（国実施要綱並びに県実施要綱が定める国、県及び市町村が一体的に交付する交付単価における市町村が交付する交付単価の割合をいう。）を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない対象組織に係る部分については、この限りでない。

(交付決定等)

第4条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、規則第4条及び第5条の規定により交付決定を行い、松本市多面的機能支払交付金交付決定通知書（様式第2号）により対象組織の代表者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付を決定した場合において、交付金事業の遂行のために必要と認めるときは、交付決定額を上限として速やかに交付金の概算払いをするものとする。

(交付金の変更)

第5条 対象組織の代表者は、計画変更等により交付金の変更をしようとする場合には、第3条に規定する交付申請に準じて、交付申請書を市長に提出し、決定を受けなければならない。

(状況報告)

第6条 市長は、対象組織の代表者に対して、当該補助事業の進捗状況の報告を求めることができる。

(実績報告)

第7条 対象組織の代表者は、交付金の実績報告を次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 実績報告の様式は、松本市多面的機能支払交付金実績報告書（様式第3号。施設の長寿命化のための活動等に係る資源向上支払交付金にあつては、様式第4号。以下これらを「実績報告書」という。）によるものとする。
- (2) 実績報告書は、交付金に係る事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。
- (3) 第3条第2項ただし書の規定により交付申請をした場合において、前号の規定により実績報告書を提出するに当たり、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを交付決定額から減額して報告しなければならない。
- (4) 第3条第2項ただし書の規定により交付申請をした場合において、第2号の規定により実績報告書を提出した後、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前号の規定により減額した場合には、申告により確定した当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が当該減額した額を上回る部分の額）を松本市多面的機能支払交付金の仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第5号）により速やかに市長に報告するとともに、返還すべき交付金がある場合には市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について第9条に規定する交付金額の確定があつた日の翌年6月30日までに、同様式により、市長に報告しなければならない。
- (5) 前号の規定にかかわらず、補助事業者が消費税を納める義務が免除される事業者である場合は、売上高を確認できる資料の提出をもって消費税等相当額報告書による報告とみなすものとする。

(交付金の額の確定)

第8条 市長は、前条第1号の規定による実績報告書の提出があつたときは、実績報告書の審査をするほか、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金に係る事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、規則第13条の規定により交付金の額を確定し、松本市多面的機能支払交付金確定通知書（様式第6号）により、対象組織の代表者に通知するものとする。

(交付金の返還等)

第9条 対象組織が農地維持活動又は資源向上活動を実施するに当たり、県実施要綱別紙1の第6の2及び別紙2の第6の2に規定する活動計画並びに県実施要綱別紙1の第6の3及び別紙2の第6の3に規定する広域協定に定められた事項が遵守されていない場合、県実施要綱別紙1の第10又は別紙2の第10に規定する交付金の返還事由に該当する場合等には、市長は、期日を定めて、是正又は

対象組織に対して交付した交付金の全部又は一部についての返還を求めるものとする。

(関係書類の保管)

第10条 対象組織の代表者又はその地位を継承した者は、この交付金に係る帳簿並びに証拠書類及び物を、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

(書類の提出部数)

第11条 この要綱の規定により提出する書類の部数は、2部とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年10月31日から施行し、平成26年度の交付金から適用する。

(松本市農地・水保全管理支払交付金実施要綱及び松本市農地・水保全管理支払交付金交付要綱の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 松本市農地・水保全管理支払交付金実施要綱(平成23年告示第426号)

(2) 松本市農地・水保全管理支払交付金交付要綱(平成23年告示第427号)

附 則(平成27年11月20日告示第539号)

この告示は、平成27年11月20日から施行し、平成27年度の交付金から適用する。

別表(第2条関係)

交付金の区分	経費の内容	交付額
農地維持支払交付金	国実施要綱別紙1の第4及び県実施要綱別紙1の第4に基づき、対象組織が、農地維持活動を実施するために要する経費	国実施要綱別紙1の第7に基づき、国及び県の農地維持支払交付金と一体的に、市が交付する交付額
資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)	国実施要綱別紙2の第4の1及び県実施要綱別紙2の第4の1に基づき、対象組織が、地域資源の質的向上を図る共同活動を実施するために要する経費	国実施要綱別紙2の第7に基づき、国及び県の資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)と一体的に、市が交付する交付額
資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)	国実施要綱別紙2の第4の2及び県実施要綱別紙2の第4の2に基づき、対象組織が、施設の長寿命化の	国実施要綱別紙2の第7に基づき、国及び県の資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)と一体的に、

	ための活動を実施するために要する 経費	市が交付する交付額
資源向上支払交付金（地域 資源保全プランの策定）	国実施要綱別紙2の第4の3及び県 実施要綱別紙2の第4の3に基づ き、対象組織が、地域資源保全プラ ンの策定を実施するために要する経 費	国実施要綱別紙2の第7に基づき、国 及び県の資源向上支払交付金（地域資 源保全プランの策定）と一体的に、市 が交付する交付額
資源向上支払交付金（組織 の広域化・体制強化）	国実施要綱別紙2の第4の4及び県 実施要綱別紙2の第4の4に基づ き、対象組織が、組織の広域化・体 制強化を実施するために要する経費	国実施要綱別紙2の第7に基づき、国 及び県の資源向上支払交付金（組織の 広域化・体制強化）と一体的に、市が 交付する交付額

松本市多面的機能支払交付金 交付申請書 兼 概算払請求書

(あて先) 松本市長

申請者 住所又は所在地
対象組織名
代表者 職・氏名

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)及び長野県多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け27農整第170号長野県農政部長通知)に基づいて事業を実施したいので、次のとおり、松本市多面的機能支払交付金交付要綱第3条の規定により申請し、概算払の請求をします。

交付申請額	項目	計 (a+b)	計		(c) 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)
			(a) 農地維持支払交付金	(b) 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く。)	
計画認定額 ①		円	円	円	円
既交付額 ②		円	円	円	円
今回申請額(請求額) ③		円	円	円	円
計画認定額との差額 ④=①-②-③		円	円	円	円

(含税額。ただし、仕入れに係る消費税等相当額は除く。)

農地維持支払・資源向上支払(長寿命化以外)	
交付金振込口座	金融機関(ゆうちょ銀行以外)
	金融機関名
	支店名
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金
	預金種別(該当のものにレ印をつけてください。)
口座番号(7ケタに満たない場合は、右づめで記入)	
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知	
《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》	
ゆうちょ銀行	
記号(6ケタ目がある場合は※部分に記入)	
※	
番号(右づめで記入)	
フリガナ	
口座名義	

資源向上支払(長寿命化)	
交付金振込口座	金融機関(ゆうちょ銀行以外)
	金融機関名
	支店名
	農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金
	預金種別(該当のものにレ印をつけてください。)
口座番号(7ケタに満たない場合は、右づめで記入)	
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 別段 <input type="checkbox"/> 通知	
《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》	
ゆうちょ銀行	
記号(6ケタ目がある場合は※部分に記入)	
※	
番号(右づめで記入)	
フリガナ	
口座名義	

(注1) 交付金の振込口座の通帳の写し(口座番号、口座名義が分かる箇所)を添付してください。

様式第2号(第4条、第5条関係)

松本市指令 号
年 月 日

松本市多面的機能支払交付金交付決定通知書

対象組織名
代表者 様

松本市長 印

年 月 日付け申請のあった、年度松本市多面的機能支払交付金の交付について、下記のとおり決定しましたので、松本市多面的機能支払交付金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第4条の規定により通知します。

ただし、下記の交付条件を守ってください。

記

1 交付決定額

- | | |
|----------------------------------|--------|
| (1) 農地維持支払交付金 | _____円 |
| (2) 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く。) | _____円 |
| (3) 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動) | _____円 |

2 交付条件

- (1) 補助金等は、当該補助事業等以外の目的に使用しないこと。
- (2) 補助事業等の変更をする場合は、あらかじめ市長の決定を受けること。
- (3) 補助事業等が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 協定及び活動計画に定められた事項が遵守されていない場合等は、市長から当該補助金等の全部又は一部の返還を命ずる。
- (5) 事業完了後、交付要綱に定める実績報告書を市長に提出すること。
- (6) 交付要綱及び松本市補助金交付規則に基づき、市長の指示に従うこと。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

松本市多面的機能支払交付金実績報告書

（あて先）松本市長

住所又は所在地
対象組織名
代表者 職・氏名 印

年度において交付決定のあった松本市多面的機能支払交付金交付事業について、下記のとおり実施しましたので、松本市多面的機能支払交付金交付要綱第7条の規定により報告します。

記

1 事業実績及び内容

(1) 農地維持支払交付金 事業実績

区分	交付単価 (円/10a)	対象農用地面積	交付金額
田		a	円
畑		a	円
草地		a	円
計		a	① 円

(2) 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く。) 事業実績

区分	交付単価 (円/10a)	対象農用地面積	交付金額
田		a	円
畑		a	円
草地		a	円
計		a	② 円

2 交付金額

項目	金額
農地維持支払交付金 交付金額 ①	円
資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く。) 交付金額 ②	円
交付金額総額 ③=①+②	円
活動実績額 ④	円
精算額 ⑤=③-④	円

3 事業完了年月日

年 月 日

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

松本市多面的機能支払交付金実績報告書
資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）

（あて先）松本市長

住所又は所在地
対象組織名
代表者 職・氏名 印

年度において交付決定のあった松本市多面的機能支払交付金交付事業について、下記のとおり実施しましたので、松本市多面的機能支払交付金交付要綱第7条の規定により報告します。

記

1 事業実績及び内容

(1) 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動） 事業実績

区分	交付単価 (円/10a)	対象農用地面積	交付金額
田		a	円
畑		a	円
草地		a	円
計		a	① 円

2 交付金額

項目	金額
資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動） ①	円
活動実績額 ②	円
精算額 ③=①-②	円

3 事業完了年月日

年 月 日

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

松本市多面的機能支払交付金の仕入れに係る消費税等相当額報告書

（あて先）松本市長

住所又は所在地
対象組織名
代表者 職・氏名 印

年 月 日付け松本市指令第 号により交付決定のあった松本市多面的機能支払交付金の仕入れに係る消費税等相当額について、松本市多面的機能支払交付金交付要綱第7条第4号の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 対象年度	年度		
2 交付金の確定額		金	円
（ 年 月 日付け松本市多面的機能支払交付金確定通知書による確定通知額）			
3 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額		金	円
4 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額		金	円
5 交付金返還相当額		金	円

（注） 記載内容の確認のため、次の書類を提出してください。なお、対象組織が法人格を有しない場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。)
- ・対象組織が、消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる書類

6 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

（注） 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

7 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載
[]

（注） 記載内容の確認のため、次の書類を提出すること。

- ・金銭出納簿その他必要な書類又はその写しを添付すること。
- ・対象組織が、法人であり、かつ、免税事業者の場合は、事業の実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書、売上高を確認できる書類
- ・簡易課税制度の適用を受ける対象組織の場合は、事業の実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・対象組織が、消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる書類

様式第6号(第8条関係)

松本市多面的機能支払交付金確定通知書

年 月 日

対象組織名
代表者

様

松本市長

年 月 日付け松本市多面的機能支払交付金実績報告書及び関係書類を審査した結果、
下記金額を 年度松本市多面的機能支払交付金事業に対する交付金として確定します。

記

- (1) 農地維持支払交付金 _____円
- (2) 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く。) _____円
- (3) 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動) _____円

様式第1号 (第3条、第5条関係)

様式第2号 (第4条、第5条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第7条関係)

様式第5号 (第7条関係)

様式第6号 (第8条関係)